第五条の五の二の次に次の一条を加える。

（未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税）

第五条の五の三　施行令第五条の二の三第一項に規定する財務省令で定める計算書は、次に掲げる事項を記載した書類とする。

一　施行令第五条の二の三第一項の所得税の納付をする金融商品取引業者等の法第九条の八に規定する営業所の名称及び所在地

二　その月において施行令第五条の二の三第一項に規定する契約不履行等事由（以下この項において「契約不履行等事由」という。）が生じたことにより法第九条の九第一項の規定の適用がなかつたものとみなされた同項に規定する未成年者口座内上場株式等の配当等（以下この項において「未成年者口座内上場株式等の配当等」という。）につき法第八条の三第三項（同条第二項第二号に係る部分に限る。次号において同じ。）、第九条の二第二項又は第九条の三の二第一項の規定により所得税を徴収して納付すべき者の数

三　その月において契約不履行等事由が生じたことにより法第九条の九第一項の規定の適用がなかつたものとみなされた未成年者口座内上場株式等の配当等につき法第八条の三第三項、第九条の二第二項又は第九条の三の二第一項の規定により徴収して納付すべき所得税の額

四　その月において契約不履行等事由が生じたことにより法第九条の九第一項の規定の適用がなかつたものとみなされた未成年者口座内上場株式等の配当等の額の総額

五　その他参考となるべき事項

2　前項の計算書の書式は、別表第七㈠による。

第五条の六第一項中「第五条の三第十二項第二号」を「第五条の三第九項第二号」に改め、同条第二項中「第五条の三第十二項第三号に規定する財務省令」を「第五条の三第九項第三号に規定する財務省令」に改め、同項第一号中「第五条の三第十二項第三号」を「第五条の三第九項第三号」に改め、同項第三号中「第五条の三第十二項第三号」を「第五条の三第九項第三号」に、「第八項第二号」を「第十項第二号」に改め、同条第三項中「第五条の三第十二項第四号」を「第五条の三第九項第四号」に改め、同条第四項中「第五条の三第十二項第六号」を「第五条の三第九項第六号」に改め、同条第八項中「第五条の三第十三項第二号」を「第五条の三第十項第二号」に改め、同項第一号中「第五条の三第十二項第二号に掲げる」を「第五条の三第九項第二号に掲げる」に改め、同号イ中「第五条の三第十二項第二号」を「第五条の三第九項第二号」に、「この条」を「この項及び次項」に改め、同号ロ中「第十条第八項第一号」を「第十条第六項第一号」に、「この条」を「この項」に改め、同項第二号中「第五条の三第十二項第三号」を「第五条の三第九項第三号」に改め、同項第三号中「第五条の三第十二項第六号」を「第五条の三第九項第六号」に改め、「特定中小企業者等」を「第五条の三第九項第七号」に、「特定中小企業者等」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項中「第五条の三第十三項第一号」を「第五条の三第十項第一号」に改め、同項第一号中「第五条の三第十二項第一号に」を「第五条の三第九項第一号に」に、「第十条第二項」を「第十条第三項」に、「同条第八項第一号」を「同条第六項第一号」に、「第五条の三第十二項第一号イ」を「第五条の三第九項第一号イ」に、「規定する試験研究独立行政法人」を「掲げる国立研究開発法人」に、「試験研究独立行政法人の長」を「国立研究開発法人の長」に改め、同項第二号中「第五条の三第十二項第五号」を「第五条の三第九項第五号」に、「第十条第二項」を「第十条第三項」に、「試験研究独立行政法人の長」を「国立研究開発法人の長」に改め、同項第三号中「第五条の三第十二項第八号」を「第五条の三第九項第九号」に、「第十条第二項」を「第十条第三項」に、「独立行政法人医薬基盤研究所理事長」を「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所理事長」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項中「第五条の三第十二項第七号に規定する財務省令」を「第五条の三第九項第七号に規定する財務省令」に改め、同項第三号中「第五条の三第十二項第七号に規定する特定中小企業者（第八項第四号において「特定中小企業者」という。）」を「第五条の三第九項第七号に規定する特定中小企業者等（以下この条において「特定中小企業者等」という。）」に改め、「代表者」の下に「その他これに準ずる者」を加え、同項を同条第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8　施行令第五条の三第九項第八号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　施行令第五条の三第九項第八号に規定する知的財産権（次号及び第十一項において「知的財産権」という。）の設定又は許諾が当該個人が行う同条第九項第八号に掲げる試験研究（以下この号及び第三号において「試験研究」という。）のためである旨並びにその試験研究の目的及び内容

二　当該知的財産権の設定又は許諾をする特定中小企業者等（施行令第五条の三第九項第七号に規定する中小事業者等（第十一項において「中小事業者等」という。）に限る。）の氏名又は名称及び代表者の氏名並びに住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地

三　当該試験研究に係る定期的な進捗状況に関する報告の内容及び方法並びに技術に関する情報の共有の方法

四　その他参考となるべき事項

第五条の六第五項中「第五条の三第十二項第七号」を「第五条の三第九項第七号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　施行令第五条の三第九項第七号に規定する財務省令で定めるものは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）第二条第一号イからニまでに掲げるものとする。

第五条の六に次の一項を加える。

11　施行令第五条の三第十項第四号に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた知的財産権の使用料の額は、法第十条第六項第一号に規定する試験研究費の額のうち施行令第五条の三第九項第八号に掲げる試験研究に係る知的財産権の使用料の額であつて当該個人が特定中小企業者等（中小事業者等に限る。）に対して支払つたものであることにつき、監査を受け、かつ、当該特定中小企業者等の確認を受けた金額で、当該金額を支出した年分の確定申告書に当該監査及び確認に係る書類の写しを添付することにより証明がされた金額とする。

第五条の七第三項中「第五条の四第十一項」を「第五条の四第十項」に、「第十条の二の二第一項」を「第十条の二第一項」に改め、「同項第一号イ」の下に「又はロ」を加える。

第五条の八の見出し中「中小企業者」を「中小事業者」に改め、同条第五項中「法第十条の三第一項に規定する個人」を「中小事業者（法第十条の三第一項に規定する中小事業者をいう。以下この項及び次項において同じ。）」に、「当該個人」を「当該中小事業者」に改め、同条第六項中「法第十条の三第一項に規定する個人」及び「当該個人」を「当該中小事業者」に改める。

第五条の九第一項中「第五条の六第一項」の下に「（同条第五項において準用する場合を含む。）」を加え、「第十条の五第一項の規定の適用を受けようとする」を「第十条の五第一項から第三項までに規定する」に改め、「主たる事業所」の下に「。次項及び第三項において同じ。」を加え、「法第十条の五第一項第一号並びに第二号イ及びロに掲げる要件（同号に規定する場合に該当する場合には、同項第一号及び第二号イに掲げる要件）を満たすことが確認」を「当該個人の雇用促進計画（同条第一項に規定する雇用促進計画をいう。次項及び第三項において同じ。）の達成状況及び法第十条の五第六項に規定する離職者がいないかどうかの確認が」に改め、同条第二項中「第十条の五第一項」を「第十条の五第六項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　施行令第五条の六第八項に規定する財務省令で定める書類は、法第十条の五第二項の規定の適用を受けようとする個人の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局又は公共職業安定所の長が当該個人に対して交付する雇用対策法施行規則附則第八条第三項に規定する雇用促進計画の達成状況を確認した旨を記載した書類（当該個人の雇用促進計画の達成状況のうち法第十条の五第四項第五号の地方活力向上地域において整備した同号に規定する特定業務施設に係るものが確認できるものに限る。）の写しとする。

3　施行令第五条の六第九項に規定する財務省令で定める書類は、法第十条の五第三項の規定の適用を受けようとする個人の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局又は公共職業安定所の長が当該個人に対して交付する雇用対策法施行規則附則第八条第三項に規定する雇用促進計画の達成状況を確認した旨を記載した書類（当該個人の雇用促進計画の達成状況のうち法第十条の五第四項第十号の地方活力向上地域に移転して整備した同号に規定する特定業務施設に係るものが確認できるものに限る。）の写しとする。